

# 京都府犯罪被害者等支援推進計画の策定について

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画と一体のものとしての策定

## 1 概要

犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等支援推進計画については、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく計画（※）と一体のものとして、検討を行い、策定する。

※ 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画【現行計画期間：平成31年度～令和5年度】  
 第1章 計画の基本的な考え方／第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進  
 第3章 再犯防止施策の推進／第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実／第5章 計画の推進

## 2 犯罪被害者等支援推進計画に盛り込む事項

- (1) 基本方針
- (2) 施策の目標
- (3) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - ・現状と課題
  - ・具体的な施策（制度等）に関する事項
  - ・施策の推進 など

## 3 検討委員会（検討中）

- (1) 全体会
- (2) 部 会（犯罪被害者支援、防犯、再犯防止）3部会
- (3) 構成員

学識経験者（犯罪被害者等支援）、学識経験者（防犯まちづくり）、学識経験者（再犯防止）、京都府、京都府警察、府教育委員会、市町村、京都地方検察庁、京都保護観察所、京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会、京都社会福祉士会、京都府臨床心理士会、民生児童委員協議会、防犯推進委員、保護司会連合会、学生防犯ボランティア（ロックモンキーズ）、再犯防止支援NPO などから委員を選定

## 4 スケジュール（案）

令和6年3月の策定を予定

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
議 会 等						概要報告			中間案報告			議会提出
									パブコメ			
全 体 会		第1回							第2回			
被害者支援部会		第1回		第2回	(7月から11月の間に1回)							
防 犯 部 会		第1回		第2回	(7月から11月の間に1回)							
再犯防止部会		第1回		第2回	(7月から11月の間に1回)							